

令和6年度補正予算 飼料作物の生産性向上対策のうち

「中山間地域飼料増産活性化対策」に関するQ & A（未定稿）

【令和7年3月7日版】

（今後内容に変更がある場合があります）

目次

1. はじめに	4
問1 「中山間地域飼料増産活性化対策」の概要はどのような事業ですか。	4
2. 事業実施主体について（補助金交付等要綱第4別表）	4
問2 公有地を借り受けて飼料生産や放牧を行っている農業協同組合、公社、農事組 合法人等は本事業の事業実施主体になれるか。	4
問3 公共牧場の指定管理者として飼料生産や放牧を行っている農業協同組合、公 社、農事組合法人等は本事業の事業実施主体になれるか。	4
問4 「その他地方農政局長等が特に認める団体」は、どのような団体を想定してい ますか。	4
3. 定義について	4
（1）事業参加者（要領別紙2-2第1の5）	4
問5 事業参加者のうち、事業実施主体を構成する個々の農業者等の「等」とは具体 的にどのような者を想定していますか。	4
問6 事業参加者のうち、飼料増産活動に参加する農業者等の「等」とは具体的にど のような者を想定していますか。	4
4. 事業の内容について	5
（1）飼料増産活性化計画の作成（要領別紙2-2第2の1）	5
問7 「飼料増産活性化計画」とはどのようなものですか。また、どのように作成す るのですか。	5
問8 「飼料増産活性化計画」はいつまでに作成するのですか。また、飼料増産活動 を始める前に作成する必要がありますか。	5
問9 飼料増産活性化計画の作成に係る補助対象経費のうち「委員旅費」及び「謝金」 の具体的内容はどのようなものですか。	5
問10 都道府県職員及び市町村職員に対して「委員旅費」や「謝金」を支払ってもよ いのですか。	6
問11 飼料増産活性化計画の作成に係る補助対象経費のうち「調査旅費」及び「謝金」 の具体的内容はどのようなものですか。	6
問12 飼料増産活性化計画の作成に係る補助対象経費のうち「アルバイト賃金」の具 体的内容はどのようなものですか。	6
（2）飼料増産活動の推進（要領別紙2-2第2の2）	6

問 1 3	飼料増産活動の推進のうち「事業参加者に対する助言指導」の具体的内容及び補助対象経費はどのようなものですか。	6
問 1 4	飼料増産活動の推進のうち「技術研修会」の具体的内容及び補助対象経費はどのようなものですか。	6
問 1 5	飼料増産活動の推進のうち「先進事例調査」の具体的内容及び補助対象経費はどのようなものですか。	7
問 1 6	飼料増産活動の推進に係る補助対象経費のうち「アルバイト賃金」の具体的内容はどのようなものですか。	7
(3)	草地転換（要領別紙 2－2 第 2 の 3 の（1））	7
問 1 7	飼料増産活動のうち「草地転換」ではどのような取組が補助対象となりますか。	7
問 1 8	草地転換の取組について、牧草ではなく、青刈りトウモロコシや青刈りソルガムなどの飼料作物の作付けでもよいですか。	7
問 1 9	草地転換に係る補助対象経費のうち「植生調査」の具体的内容はどのようなものですか。	8
問 2 0	草地転換に係る補助対象経費のうち「施工費」の具体的内容はどのようなものですか。	8
問 2 1	草地転換に係る補助対象経費のうち「普及指導機関等による技術指導」の具体的内容はどのようなものですか。	8
(4)	飼料作物の生産（要領別紙 2－2 第 2 の 3 の（2））	8
問 2 2	飼料増産活動のうち「飼料作物の生産」ではどのような取組が補助対象となりますか。	8
問 2 3	飼料作物の生産に係る補助対象経費のうち「生産計画の作成」の具体的内容はどのようなものですか。	9
問 2 4	飼料作物の生産に係る補助対象経費のうち「飼料作物生産の実施」の具体的内容はどのようなものですか。	9
問 2 5	飼料作物の生産に係る補助対象経費のうち「普及指導機関等による指導」の具体的内容はどのようなものですか。	9
問 2 6	事業対象となる飼料作物の種類や品種はどのようなものですか。	9
問 2 7	飼料用米や稲 W C S の生産は本事業の対象となりますか。	9
問 2 8	稲わらの収集は本事業の対象となりますか。	9
問 2 9	水田における飼料増産の取組は本事業の対象になりますか。	10
(5)	家畜の放牧（要領別紙 2－2 第 2 の 3 の（3））	10
問 3 0	飼料増産活動のうち「家畜の放牧」ではどのような取組が補助対象となりますか。	10
問 3 1	「家畜の放牧」に係る補助対象経費の具体的内容はどのようなものですか。	10
問 3 2	「家畜の放牧」の対象となる家畜の種類はどのようなものですか。また、豚の放牧は補助対象となりますか。	11

(6)草地等の獣害対策（要領別紙２－２第２の３の（４））	11
問３３ 「草地等の獣害対策」の取組として、「わなの設置」及び「害獣の捕獲活動」は含まれますか。	11
(7)飼料増産活性化機械の導入（要領別紙２－２の第２の４）	11
問３４ 飼料増産活動を実施せずに、飼料増産活性化機械の導入のみ補助を受けることはできますか。	11
問３５ 農業用機械の購入価格に上限はありますか。	11
問３６ 飼料増産活性化機械の導入に係る補助対象経費のうち「農機具運搬車」とはどのようなものですか。	11
問３７ トラクター、ホイールローダー、トラックは補助対象になりますか。	11
問３８ 農業用ドローンは補助対象になりますか。	12
5. 事業要件について	13
問３９ 飼料増産活動を実施する農用地等の面積は、どのような方法で把握したらよいですか。	13
問４０ 飼料増産活動を実施する農用地等の勾配は、どのような方法で把握したらよいですか。	13
問４１ 飼料増産活動を実施する農用地等の面積に、畦畔及び法面の面積を含んでもよいですか。	13
問４２ 「事業参加者が３戸以上であること」という要件がありますが、事業実施主体が法人経営の場合、飼料生産に従事する従業員が３名以上いればよいですか。	13
6. 事業実施の手続等について（要領別紙２－２第５の１～４、様式第１号）	14
問４３ 事業実施計画（様式第１号）において、中山間地域等直接支払交付金との重複助成について注意喚起していますが、想定される重複内容はどのようなものですか。	14
7.その他	14
問４４ 本事業の成果目標として、いつまでに、どのような目標を設定すればよいですか。	14
問４５ 同一のは場において、「飼料作物の生産」の取組と「草地等の獣害対策」の取組を実施することは可能ですか。	14

1. はじめに

問1 「中山間地域飼料増産活性化対策」の概要はどのような事業ですか。

(答)

本事業は、小規模な農地が多く、過疎化や少子高齢化の進行により農業従事者が減少することの多い中山間地域においても、各地域での特有な課題に機動的に対応して、生産基盤である農地等の維持や省力的な活用にも有効な国産飼料の生産と利用の拡大を図るため、地域ぐるみで行う幅広い飼料増産活動を支援するものです。

2. 事業実施主体について（補助金交付等要綱第4別表）

問2 公有地を借り受けて飼料生産や放牧を行っている農業協同組合、公社、農事組合法人等は本事業の事業実施主体になれるか。

(答)

可能です。

問3 公共牧場の指定管理者として飼料生産や放牧を行っている農業協同組合、公社、農事組合法人等は本事業の事業実施主体になれるか。

(答)

可能です。

問4 「その他地方農政局長等が特に認める団体」は、どのような団体を想定していますか。

(答)

以下の団体を想定しています。

- (1) 飼料生産業務や放牧業務を行っている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人
- (2) 援農活動を行っているNPO法人及び協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）

3. 定義について

(1) 事業参加者（要領別紙2-2第1の5）

問5 事業参加者のうち、事業実施主体を構成する個々の農業者等の「等」とは具体的にどのような者を想定していますか。

(答)

農業を主たる事業とする株式会社の出資者のうち非農家である者や飼料生産組織の構成員等を想定しています。

問6 事業参加者のうち、飼料増産活動に参加する農業者等の「等」とは具体的にどのような者を想定していますか。

(答)

農用地等を提供することによって飼料増産活動に参加する土地持ち非農家、飼料増産活動に参加する地域住民、飼料増産活動に参加する法人経営の従業員等を想定しています。

4.事業の内容について

(1) 飼料増産活性化計画の作成（要領別紙2－2第2の1）

問7 「飼料増産活性化計画」とはどのようなものですか。また、どのように作成するのですか。

(答)

- 1 「飼料増産活性化計画」とは、地域における飼料生産に関する現状と課題を整理し、事業実施主体が今後取り組む飼料増産活動の内容と具体的な飼料作物の生産計画等とをとりまとめたものです。
- 2 飼料増産活動を行う地域を管轄する市町村や都道府県の出先機関、自治会等と協議しながら作成してください。
- 3 なお、「飼料増産活性化計画」の作成にあたり、飼料作物栽培の専門家などの農業関係技術者や経営コンサルタント等の外部有識者の招聘や、先進的に取り組んでいる地域への視察、交流等が必要であった場合には、これらに要する経費について支援することが可能です。

問8 「飼料増産活性化計画」はいつまでに作成するのですか。また、飼料増産活動を始める前に作成する必要がありますか。

(答)

- 1 「飼料増産活性化計画」は、地域ぐるみで飼料増産に取り組むための計画であるため、飼料増産活動を行う地域を管轄する市町村や都道府県の出先機関、自治会等と十分に協議しながら作成するものです。
- 2 また、計画作成の過程で飼料作物栽培の専門家などの農業関係技術者や経営コンサルタント等の外部有識者からの意見聴取、先進的に取り組んでいる地域への視察などを行うこともできます。
- 3 これらの事情を踏まえ、「飼料増産活性化計画」の提出期限及び提出先については、次のとおりとしています。（要領別紙2－2第9）
 - (1) 提出期限は事業開始年度の翌年度の4月末となります。例えば令和7年度から事業を開始した場合には令和8年の4月末までに提出します。
 - (2) 提出先は地方農政局長（北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長）となります。

問9 飼料増産活性化計画の作成に係る補助対象経費のうち「委員旅費」及び「謝金」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

次の経費等が該当します。

- (1) 地域住民の代表者等を協議の場に招く際に支払う「交通費」及び「謝金」
- (2) 飼料作物栽培の専門家等の農業関係技術者、経営コンサルタントなどの外部有識者を招く際に支払う「交通費」及び「謝金」

問 1 0 都道府県職員及び市町村職員に対して「委員旅費」や「謝金」を支払ってもよいですか。

(答)

公務員が業務として協議に参加する際には、一般的に所属機関から旅費や日当が支給されますので確認が必要です。

問 1 1 飼料増産活性化計画の作成に係る補助対象経費のうち「調査旅費」及び「謝金」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

次の経費等が該当します。

- (1) 外部有識者に現地調査や協議への出席を依頼した際の「交通費」及び「謝金」
- (2) 事業実施主体の役職員が現地調査を行った際の「交通費」

問 1 2 飼料増産活性化計画の作成に係る補助対象経費のうち「アルバイト賃金」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

- 1 現地調査や資料作成等に従事する臨時職員（アルバイト）を雇用した際の「賃金」が該当します。
- 2 アルバイト賃金は、本事業の実施に係る実働に応じた日給または時間給であるため、出勤簿及び作業日誌を整備してください。

(2) 飼料増産活動の推進（要領別紙 2－2 第 2 の 2）

問 1 3 飼料増産活動の推進のうち「事業参加者に対する助言指導」の具体的内容及び補助対象経費はどのようなものですか。

(答)

- 1 助言指導の内容としては、大学や試験場に所属する飼料作物栽培の専門家などが事業に参加する生産者に対して飼料生産技術等を助言指導することを想定しています。
- 2 補助対象経費としては、指導用資料の印刷費、専門家に支払う交通費・謝金など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助対象となります。

問 1 4 飼料増産活動の推進のうち「技術研修会」の具体的内容及び補助対象経費はどのようなものですか。

(答)

- 1 内容としては、大学や試験場に所属する飼料作物栽培の専門家などを講師に招いた研修会を想定しています。
- 2 補助対象経費としては、研修会会場までの移動に必要なバス等のレンタル料、テキストの印刷費、講師に支払う交通費・謝金など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助対象となります。

問 1 5 飼料増産活動の推進のうち「先進事例調査」の具体的内容及び補助対象経費はどのようなものですか。

(答)

- 1 内容としては、事業参加者が中山間地域において飼料生産に取り組んでいる先進的な事例を外部有識者の助言指導を受けつつ現地調査することを想定しています。
- 2 補助対象経費としては、現地までの交通費、同行する専門家や調査先に支払う謝金など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助対象となります。

問 1 6 飼料増産活動の推進に係る補助対象経費のうち「アルバイト賃金」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

- 1 技術研修会や先進事例調査等の実施に係る連絡調整に従事する臨時職員（アルバイト）を雇用した際の「賃金」が該当します。
- 2 アルバイト賃金は、本事業の実施に係る実働に応じた日給または時間給であるため、出勤簿及び作業日誌を整備してください。

(3) 草地転換（要領別紙 2－2 第 2 の 3 の (1)）

問 1 7 飼料増産活動のうち「草地転換」ではどのような取組が補助対象となりますか。

(答)

- 1 補助対象となる取組としては、
 - (1) 耕作放棄地を草地又は飼料畑に転換する取組
 - (2) 休耕地を草地又は飼料畑に転換する取組
 - (3) 廃果樹園を草地又は飼料畑に転換する取組
 - (4) 利用休止や経年劣化により荒廃した草地を生産性の高い草地又は飼料畑に転換する取組
 - (5) 小区画水田の畦畔を除去して草地又は飼料畑に転換する取組
(水田活用の直接支払交付金や畑作物産地形成促進事業の交付金を受けた農用地以外での取組)
 - (6) 園芸作物の栽培農地を草地又は飼料畑に転換する取組などを想定しています。
- 2 例示した取組以外にも飼料作物を栽培していない農用地を草地又は飼料畑に転換する取組であれば補助対象となり得ますので、判断に迷う場合には個別にお問い合わせ願います。
- 3 なお、本事業による補助を受けるためには、要領別紙 2－2 第 4 に明記している事業の要件を満たす必要があります。

問 1 8 草地転換の取組について、牧草ではなく、青刈りトウモロコシや青刈りソルガムなどの飼料作物の作付けでもよいですか。

(答)

転換後の作付け作物は、牧草のほか、青刈りトウモロコシや青刈りソルガムなどの飼料

作物も対象となります。

問 1 9 草地転換に係る補助対象経費のうち「植生調査」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

- 1 「植生調査」とは、草地や飼料畑に転換する耕作放棄地等がどの程度荒廃しているか正確に把握するために実施する雑草繁茂状況、灌木の侵入状況、土壌の硬度等を調査することです。
- 2 植生撮影費、画像データの解析費、土壌硬度の測定費、土壌分析費、データ解析を担当する専門家に支払う謝金・旅費、調査結果の取りまとめに専従する臨時職員（アルバイト）の賃金など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助対象となります。

問 2 0 草地転換に係る補助対象経費のうち「施工費」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

伐根、耕盤層破壊、耕起、除礫など草地転換に係る諸作業に必要な専門機材のレンタル経費、オペレータ経費等が含まれます。

問 2 1 草地転換に係る補助対象経費のうち「普及指導機関等による技術指導」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

普及指導機関等の職員が現場に出向いて草地転換に係る技術指導を実施する事態を想定したものであり、指導担当者に支払う交通費、謝金など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助対象となります。

（４）飼料作物の生産（要領別紙 2－2 第 2 の 3 の（２））

問 2 2 飼料増産活動のうち「飼料作物の生産」ではどのような取組が補助対象となりますか。

(答)

- 1 補助対象となる取組として
 - （１）労働生産性が高く高栄養な青刈りトウモロコシの栽培及びホールクロップサイレージの生産
 - （２）獣害の軽減が期待できる「ソルガムとイタリアンライグラスを組み合わせた年 3 回刈り栽培体系」の導入
 - （３）作業の省力化と収量確保が期待できる「ソルガムとライムギ」を組み合わせた不耕起二毛作の導入
 - （４）輸入ヘイキューブを代替できるアルファルファサイレージの生産などを想定しています。
- 2 例示した取組以外にも中山間地域において農業者団体等が飼料作物を生産する取組であれば補助対象となり得ますので、判断に迷う場合には個別にお問い合わせ願います。
- 3 なお、本事業による補助を受けるためには、要領別紙 2－2 第 4 に明記している事業

の要件を満たす必要があります。

問 2 3 飼料作物の生産に係る補助対象経費のうち「生産計画の作成」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

初めて飼料作物の生産に取り組む場合や新たな栽培技術を導入する場合には「生産計画の作成」が重要となることから、助言指導を受ける外部の専門家に支払う交通費、謝金、資料印刷費など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助となります。

問 2 4 飼料作物の生産に係る補助対象経費のうち「飼料作物生産の実施」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

飼料作物の生産に要する経費であり、種子費、肥料費、土壌改良資材費、農薬費、ロールベアラー等の農機具レンタル費、ラップサイレージを生産する際のラップフィルム費、など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助となります。

問 2 5 飼料作物の生産に係る補助対象経費のうち「普及指導機関等による指導」の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

普及指導機関等の職員が現場に出向いて飼料生産に係る技術指導を実施する事態を想定したものであり、指導担当者に支払う交通費や謝金など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費を補助することとしています。

問 2 6 事業対象となる飼料作物の種類や品種はどのようなものですか。

(答)

飼料作物として一般に認知されており飼料利用される農作物であれば、種類や品種に関係なく対象となります。

問 2 7 飼料用米や稲WC S の生産は本事業の対象となりますか。

(答)

水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）第Ⅳの 2 の 1 の水田活用の直接支払交付金をいう。）の支払いを受けていないこと、及び同要綱第Ⅳの 2 の 3 の畑作物産地形成促進事業の助成を受けていないことが確認されるのであれば、本事業の対象となります。

問 2 8 稲わらの収集は本事業の対象となりますか。

(答)

稲わらは食用米や飼料用米の副産物であるため、その収集は「飼料作物の生産」には該当しないため、本事業の対象となりません。

問 2 9 水田における飼料増産の取組は本事業の対象になりますか。

(答)

- 1 生産する飼料作物が水田活用の直接支払交付金の支払いを受けていないこと、及び畑作物産地形成促進事業の助成を受けていないことが確認されるのであれば、本事業の対象となります。
- 2 例えば、同一の水田で、表作で飼料用米を生産し、裏作でイタリアンライグラスを生産する場合において、飼料用米のみが水田活用の直接支払い交付金の支払いを受けるときは、同交付金の支払いを受けていないイタリアンライグラスの生産は、本事業の対象となります。

(5) 家畜の放牧(要領別紙 2-2 第 2 の 3 の (3))

問 3 0 飼料増産活動のうち「家畜の放牧」ではどのような取組が補助対象となりますか。

(答)

- 1 補助対象となる取組として
 - (1) 集落周辺に点在する休耕地を活用して行う黒毛和種育成牛の移動放牧
 - (2) 棚田を転用して行う黒毛和種の親子放牧
 - (3) 小区分された牧草地を活用して行う乳用牛の輪換放牧などを想定しています。
- 2 例示した取組以外にも中山間地域の農用地等を活用して実施する家畜の放牧であれば補助対象となり得ますので、判断に迷う場合には個別にお問い合わせ願います。
- 3 なお、本事業による補助を受けるためには、要領別紙 2-2 第 4 に明記している事業の要件を満たす必要があります。

問 3 1 「家畜の放牧」に係る補助対象経費の具体的内容はどのようなものですか。

(答)

補助対象経費としては、

- (1) 牧柵等の整備に係る経費
電気牧柵(電線、支柱)、電牧器、電源装置ソーラーパネル、蓄電池、給水機器(水槽、配水管を含む)等の設置費等
- (2) 管理設備に係る経費
アブ誘因設備(アブトラップ等)、移動式スタンション等の設置費、簡易牛舎用資材購入費等
- (3) 放牧地の簡易整備に係る経費
土壌分析費、堆肥分析費、種子費、土壌改良資材費、資材散布費等
- (4) 放牧管理における省力化機器の導入に係る経費
GPS 端末を用いた放牧牛の管理システム等 ICT を活用した省力化機器の購入費又はレンタル費
- (5) 放牧家畜の管理に係る経費
薬剤費(駆虫剤、消毒剤など)、疾病検査費、馴致費、放牧地間の移動運搬費等
- (6) 放牧技術の取得に係る経費
普及指導機関等が行う現地指導に必要な通信運搬費、消耗品費、指導旅費、指導謝金、

テキスト印刷費等

など要領別紙 2－2 の別表に掲げた経費が補助対象となります。

問 3 2 「家畜の放牧」の対象となる家畜の種類はどのようなものですか。また、豚の放牧は補助対象となりますか。

(答)

- 1 我が国において放牧による飼養管理が一般的に行われている草食性の家畜（牛、馬、めん羊及び山羊）の放牧が補助対象となります。
- 2 このため、豚については補助対象となりません。

(6) 草地等の獣害対策（要領別紙 2－2 第 2 の 3 の（4））

問 3 3 「草地等の獣害対策」の取組として、「わなの設置」及び「害獣の捕獲活動」は含まれますか。

(答)

「わなの設置」や「害獣の捕獲活動」については、草地等の獣害対策に特化した運用が困難なことから補助対象となりません。

(7) 飼料増産活性化機械の導入（要領別紙 2－2 の第 2 の 4）

問 3 4 飼料増産活動を実施せずに、飼料増産活性化機械の導入のみ補助を受けることはできますか。

(答)

- 1 飼料増産活性化機械の導入への支援は、飼料増産活動に必要な農業用機械の導入を支援するものです。
- 2 このため、飼料増産活動を実施せずに、飼料増産活性化機械の導入のみ補助を受けることはできません。

問 3 5 農業用機械の購入価格に上限はありますか。

(答)

上限は設定していませんが、購入する農業用機械は飼料増産活動の規模に見合った適切な能力及び規模のものを選定する必要があります。

問 3 6 飼料増産活性化機械の導入に係る補助対象経費のうち「農機具運搬車」とはどのようなものですか。

(答)

コンバイン、ロールバレー等作業機を運搬するための牽引式の台車が該当します。

問 3 7 トラクター、ホイールローダー、トラックは補助対象になりますか。

(答)

これらの機械は「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）で定める「トラクターその他の汎用作業機械等

の個別経営になじむ機械」に該当するため、本事業の補助対象となりません。

問 3 8 農業用ドローンは補助対象になりますか。

(答)

農業用ドローンは要領別紙 2－2 別表に掲げる機械装置に該当しないため、本事業の補助対象となりません。

5. 事業要件について

問 3 9 飼料増産活動を実施する農用地等の面積は、どのような方法で把握したらよいですか。

(答)

次のいずれかの方法で把握してください。

- ① 地積測量図又は区画整理事業に伴う確定測量図等で把握する。
- ② 農地情報公開システム（全国農地ナビ）又は農地台帳の閲覧により把握する。
- ③ 固定資産課税台帳の閲覧により把握する。
- ④ 1/2,500以上の縮尺図面がある場合には、図測することにより把握する。
- ⑤ 上記の対応が困難な場合には、現地において実測する。

問 4 0 飼料増産活動を実施する農用地等の勾配は、どのような方法で把握したらよいですか。

(答)

次のいずれかの方法で把握してください。

- ① 勾配が明示してある測量図により把握する。
- ② 当該農用地等の境界、等高線及び縮尺が明確に表示してある図面を活用して図上測量する。この場合、傾斜が最も急な地点の測定法線が等高線とおおむね直角に交わる方向で測定する。
- ③ ①及び②により把握できない場合には、当該農用地等の傾斜が最も急な地点の勾配を測定する。

問 4 1 飼料増産活動を実施する農用地等の面積に、畦畔及び法面の面積を含んでもよいですか。

(答)

- 1 畦畔や法面を採草利用や家畜の放牧に利用している場合には、飼料増産活動を実施する面積に含まれます。
- 2 畦畔や法面で飼料増産活動を実施していなければ、対象面積に含むことはできません。

問 4 2 「事業参加者が3戸以上であること」という要件がありますが、事業実施主体が法人経営の場合、飼料生産に従事する従業員が3名以上いればよいですか。

(答)

- 1 本事業において、事業参加者は「事業実施主体を構成する個々の農業者等及び飼料増産活動に参加する農業者等」と定義しています。
- 2 当該法人が業として飼料生産を行っている場合、その飼料生産に主として従事する従業員は、飼料増産活動に参加する農業者等に該当するため、飼料増産活動に主として従事する従業員が3名以上いれば、「事業参加者が3名以上であること」という要件に適合します。

6. 事業実施の手続等について（要領別紙2－2第5の1～4、様式第1号）

問43 事業実施計画（様式第1号）において、中山間地域等直接支払交付金との重複助成について注意喚起していますが、想定される重複内容はどのようなものですか。

（答）

- 1 中山間地域等直接支払交付金を充当して実施する飼料増産活動については、重複助成となるため、本事業の対象となりません。
- 2 具体的には、中山間地域等直接支払交付金を活用して下表に示す取組を行っている場合等は、本事業との重複助成が発生する可能性がありますので、中山間地域等直接支払交付金を充当する経費と本事業で補助を受ける経費とが重複することがないように留意願います。

中山間地域等直接支払交付金	本事業との重複
荒廃農地の復旧	中山間地域等直接支払交付金と本事業の補助金を同じ使途の経費に併用して、荒廃農地を草地等へ転換することは不可
荒廃農地の畜産的利用及び放牧利用による農用地の管理	中山間地域等直接支払交付金と本事業の補助金を同じ使途の経費に併用して、放牧地の整備を行うことは不可
鳥獣被害防止対策の実施	中山間地域等直接支払交付金と本事業の補助金を同じ使途の経費に併用して、農地に獣害防止柵の設置をすることは不可

7. その他

問44 本事業の成果目標として、いつまでに、どのような目標を設定すればよいですか。

（答）

事業実施主体は、成果目標として（1）単収目標及び（2）面積目標のいずれかを選択するとともに、基準年度として事業実施年度の前年度、目標年度として基準年度から5年度以内の年度を設定してください。

（1）単収目標

飼料増産活動を実施した草地等における飼料作物又は牧草の単位面積当たりの収量（以下「単収」という。）の増加率を指標とし、目標年度における単収が基準年度に比べて5%以上増加することを成果目標とする。

（2）面積目標

- ① 飼料増産活動を拡大する場合においては、目標年度における活動総面積が基準年度に比べて5%以上増加することを目標とする。
- ② 新たに飼料増産活動に取り組む場合においては、目標年度における活動総面積が事業開始年度に比べて50a以上拡大していることを成果目標とする。

問45 同一のは場において、「飼料作物の生産」の取組と「草地等の獣害対策」の取組を実施することは可能ですか。

（答）

同一のは場において異なる種類の飼料増産活動を並行して行うことは可能ですが、その場合であっても、補助上限額は要綱別表に基づき、10a当たり25千円となります。